

10月1日より 飼い犬・飼い猫の引取りが有料になります

福岡県では、やむを得ない事情により飼えなくなった犬・猫の引取りを行っていますが、引取りにより殺処分される犬や猫の数は全国で最も多く、県ではペットを最後まで飼っていただくこと（終生飼養）を強くお願いしています。

今回、終生飼養に対する責任をもっと自覚していただくために、10月1日より飼い主からの犬・猫の引取りを有料化します。

● 引取り場所

福岡県北筑後保健福祉環境事務所（現朝倉保健福祉環境事務所）
朝倉市甘木 2014 - 1 （☎ 0946-22-2741 保健衛生課）

● 引取りの手数料

生後 91 日未満の犬・猫、1 頭につき 400 円
生後 91 日以上 of 犬・猫、1 頭につき 2000 円

● 引取りの依頼方法

事前に保健福祉環境事務所にご連絡ください。
引取りに際しては、手数料の納付、引取申請書の記入等の手続きが必要です。

9月20日から9月26日は動物愛護週間です

【犬の飼い主の方へ】～犬を飼うときの6つのルール～

- ① 正しくしつけましょう。
- ② 最後まで責任を持って飼いましょう。
- ③ 狂犬病予防注射・飼犬登録をしましょう。
- ④ 散歩中の犬のフンは必ず持ち帰りましょう。
- ⑤ 犬はつないで飼いましょう。
- ⑥ 繁殖を希望しない場合は不妊去勢手術を受けさせましょう。



【猫の飼い主の方へ】～猫の飼い主さんへ5つのお願い～

- ① 室内で飼いましょう。
- ② 繁殖を希望しない場合は不妊去勢手術を受けさせましょう。
- ③ 迷子札をつけましょう。
- ④ 絶対に捨てないでください。
- ⑤ 最後まで責任を持って飼いましょう。



《飼い主のいない猫にエサを与えている方へ》

飼い主のいない猫へのエサやりも猫に関する問題の一因となっています。むやみにエサを与えていると、猫がエサを求めて集まってきて、フンや尿、鳴き声、ノミの大量発生など様々な迷惑を周囲に及ぼします。また、たくさんの子猫が生まれ、結果的に飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことにもつながります。本当に猫のことを思うならば、責任を持って飼ってあげてください。飼い主のいない猫への無責任なエサやりはやめてください。

身近にいる動物の命をいたわり、適正な飼養についてもう一度考えてみましょう。

● 問い合わせ先

福岡県久留米保健福祉環境事務所 ☎ 30-1045（9月30日まで）
福岡県北筑後保健福祉環境事務所保健衛生課 ☎ 0946-22-2741（10月1日より）